■奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金　Q&A

No	県確認	分類	キーワード	Q	A	備考	改訂履歴
1		制度について	制度について	どのような制度ですか？	エネルギー価格の高騰により経営に影響を受けている奈良県内の中小企業の負担を軽減するため、奈良県内に事業所を有し特別高圧電力を使用する中小企業に対して、電力使用量に応じて給付金を支給する制度です。		
2		制度について	制度について	いつ使用した電力使用量が対象となりますか？	給付対象期間は令和8年7月使用分（8月検針分）～令和8年9月使用分（10月検針分）です。		
3		制度について	制度について	給付金額はどのように計算されますか？	給付対象期間の使用電力量（実績値）に対し、給付単価を乗じた額を支給します。 令和8年7月使用分（8月検針分） 給付単価1．8円／kWh × 使用電力量（kWh） 令和8年8月使用分（9月検針分） 給付単価2．3円／kWh × 使用電力量（kWh） 令和8年9月使用分（10月検針分） 給付単価1．8円／kWh × 使用電力量（kWh）		
4		制度について	制度について	申請期間はいつまでですか？	令和8年11月16日(月)～令和9年1月15日（金） 申請受付期間には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を含む。 アプリによる受付は、申請受付期間中、２４時間可能です。		
5		制度について	制度について	給付金の申請額に上限・下限はありますか？	上限・下限はありません。		
6		制度について	制度について	本事業に予算の上限はありますか？	予算の上限はございます。 申請期間中でも予算の上限に達した時点で、給付金の支給を終了いたします。		
7		給付対象について	事業形態	給付対象は？	下記の方が対象となります。 奈良県内に所在する事業所において、特別高圧の電力契約により電力供給を 受け、当該電力を使用する中小企業者。 特別高圧の電力契約により電力供給を受ける奈良県内に所在する事業所内 に入居する中小企業者（入居にかかる当該事業所との契約により、電力使用 にかかる料金を負担する者）	事業所とは企業の本社、支店や工場、店舗、事務所など、事業を行うための場所です。 直接受電事業者とは電力会社等と「特別高圧」の電力契約を結び、当該電力を使用している事業者。（例：オフィスビル、ホテル、工場 等） 間接受電事業者とは「特別高圧」の電力の供給を、電力会社と直接契約しているのではなく、他の事業者（商業施設の運営会社やビルオーナーなど）を通じて受電している事業者。 （例：商業施設や公共施設に入居する店舗、工業団体組合等から受電する工場等）	
8		給付対象について	事業形態	給付対象の「中小企業者」に該当するかの判断基準・定義は？	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業主を含む）が対象です。 具体的には、業種によって資本金または従業員数のいずれかの要件を満たす必要があります。 〇製造業その他　： 資本金3億円以下または従業員300人以下 〇卸売業　： 資本金1億円以下または従業員100人以下 〇サービス業　： 資本金5千万円以下または従業員100人以下 〇小売業　： 資本金5千万円以下または従業員50人以下		
9		給付対象について	事業形態	みなし大企業は対象となるか？	中小企業基本法上で「中小企業者」に該当する場合は対象となります。		
10		給付対象について	事業形態	中小企業基本法において「会社」とは？	会社法上の会社を指すものです。また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含みます。	【会社法上の会社等】株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社 【仕業法人】弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人	
11		給付対象について	事業形態	中小企業基本法において「会社」以外の法人・団体・個人は対象になるか？	対象となる場合もあります。 【対象】 医者（個人開業医） 農家（農業法人 ※会社法の会社または有限会社に限る） 農家（個人農家）	【対象外】 医者（医療法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農事組合法人、有限責任事業組合 （LLP）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業 等協同組合法に基づく組合等）	
12		給付対象について	事業形態	地方公共団体、地方公営企業、第三セクターは対象となるか？	対象となりません。		

13		給付対象について	事業形態	個人事業主は対象となるか？	中小企業基本法上で「中小企業者」に該当する場合は対象となります。		
14		給付対象について	事業形態	個人事業主とは？ 住所が奈良県外ですが対象になりますか？	主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人を指します。 対象となる店舗又は事業所等が奈良県内であれば給付対象になります。		
15		給付対象について	事業形態	「高圧」・「低圧」電力は給付対象とならないのですか？	対象外となります。 高圧・低圧電力に対しては、国において小売電気事業者等を通じて電気料金の支援を行っております。一方、大量の電力を使用する大規模な工場や大型商業施設などにおいて利用されている特別高圧電力については国の支援対象外となっている為、奈良県として支援を行います。		
16		給付対象について	事業形態	今年に入ってから特別高圧電力の契約を開始しました。今回の給付金の対象になりますか？	対象となります。 対象期間に特別高圧電力を使用していれば、契約開始時期に関わらず対象となります。		
17		給付対象について	事業形態	催事販売を一時的に行った事業者は対象になりますか？	条件によって対象となります。 短期間の催事等でも、個々の事業者の電力使用量等が算出される場合は対象となりますが、申請時に継続して奈良県内にて特別高圧電圧を利用していることが条件となります。 出店料や什器代に含める等、電力使用量等を明確に算出できない場合は対象外となります。		
18		給付対象について	事業形態	給付金の対象期間中に閉店したテナント事業者は対象になりますか？	原則対象外となります。 しかし、閉店後に県内の別の場所に移転をして特別高圧電力を利用している場合は、閉店前の電力使用量についても給付対象となることがございます。 万が一、閉店して事業を継続していないにもかかわらず、給付金を受給された場合は返還を求めることになります。		
19		給付対象について	事業形態	来月閉店予定ですが対象になりますか？	対象外となります。 本事業は、今後も奈良県内で事業を継続する事業者に対して支援を行っております。		
20		給付対象について	事業形態	給付金の対象期間中に開店したテナント事業者は対象になりますか？	対象となります。		
21		給付対象について	事業形態	県、市町村が実施する物価高騰対策等の他の補助金を受給していますが、本給付金の申請は可能でしょうか？	県、市町村の実施主体に関わらず、特別高圧電力受電事業者への支援を目的とした給付金、補助金等の交付を受ける場合は対象外となりますが、それ以外の給付金を受ける場合は対象となります。		
22		給付対象について	事業形態	公的施設の指定管理者ですが、支給対象になりますか？	地方公共団体等からの指定管理に係る委託費に電気料金が含まれておらず、受託事業収入などの自主財源で賄うこととされている場合は、対象となる場合があります。		
23		給付対象について	事業形態	テナントとして入居している施設は、特別高圧電力を受電していますか？	事務局では当該施設が契約している電力種別は分かりかねます。 入居されている施設の管理者にお問い合わせください。		
24		給付対象について	事業所の所在地	奈良県内に本社がありますが、事業所は県外にあります。対象になりますか？	対象外となります。 奈良県内の事業所において特別高圧電力を受電し、使用している、または料金を負担していることが給付条件となります。		
25		給付対象について	事業所の所在地	本社は県外ですが、奈良県内に事業所があります。対象になりますか？	対象になります。 本社が県外にあっても、奈良県内の事業所において特別高圧電力を受電し、使用している、または料金を負担していれば対象となります。		
26		給付対象について	事業所の所在地	間接受電事業者の本店所在地が、奈良県外の場合は対象になりますか？	対象になります。 間接受電事業者の本店が県外にあっても、奈良県内の事業所において特別高圧電力を受電し、使用している、または料金を負担していれば対象となります。 ただし、本店所在地の都道府県等の補助金制度で奈良県内の事業所の特別高圧電力に係る電気料金に対して支援が受けられる場合は対象外となります。		
27		給付対象について	事業所の所在地	県境に立地する特別高圧電力受電施設において、当該施設の代表所在地が奈良県外になり、事業所が奈良県内にある場合は対象になりますか？	対象になります。 給付条件となるポイントは、特別高圧電力を受電している事業所が奈良県内にあることです。		
28		給付対象について	事業所の所在地	奈良県内に複数の事業所がありますが、すべての事業所で特別高圧電力を使用していれば、それぞれ申請できますか？	申請できます。 原則として、事業所単位で申請が可能です。 それぞれの事業所が給付要件を満たし、電力の使用状況などを個別に証明できる書類をご用意いただければ申請可能です。		

29		契約形態について	契約形態について	どのような契約形態が対象となりますか？	奈良県内の事業所において、小売電気事業者等と「特別高圧」の契約を締結し、電力の供給を受けている場合が対象となります。 契約種別が「特別高圧」であることが給付条件です。	○特別高圧 7,000Vを超える電圧の種別で、一般的に供給電圧が20,000V以上の契約です。 大規模な商業施設やオフィスビル、工場などで多量の電力を必要とする施設で利用されます。	
30		契約形態について	契約形態について	契約している小売電気事業者や料金プランによって、対象・対象外になることはありますか？	契約している小売電気事業者や料金プランによって、給付対象となるか対象外となるかは関係ありません。 対象条件となるのは、小売電気事業者との契約種別が**「特別高圧」**であることと、奈良県内の事業所で使用していることです。		
31		契約形態について	契約形態について	契約種別が「高圧」となっていますが、電力が非常に大きいです。 対象になりますか？	対象になりません。 契約種別が「高圧」となっている場合は、たとえ電力が大きくても、給付対象とはなりません。 対象となるのは、あくまで電力会社との契約種別が**「特別高圧」**となっている契約です。 契約種別は、電力会社との契約書や電気料金の請求書などで確認できます。		
32		契約形態について	契約形態について	一つの事業所で複数の特別高圧電力の契約をしています。 それぞれの契約が対象となりますか？	対象となります。 奈良県内の同一事業所において、複数の特別高圧電力の契約があり、それぞれの契約において電力を使用している場合は、それぞれの契約が給付対象となります。 申請の際には、各契約ごとの電力使用量などを証明する書類が必要になります。		
33		契約形態について	契約形態について	契約名義が親会社（大企業）ですが、子会社（中小企業）である当社が特別 高圧電力を使用し、料金を負担しています。 この場合、対象になりますか？	対象となります。 特別高圧電力の供給を受ける奈良県内の事業所に入居し、当該電力使用に係る料金を子会社が負担している場合は対象となります。 ただし、申請の際には、親会社との関係性を証明できる契約書や、電気料金負担を証明する書類の提出が必要です。 また、親会社から子会社に対して、電気料金を含む管理費やそれに相当するものが支払われている場合は対象となりません。		
34		契約形態について	契約形態について	自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しており、普段は特別高圧電力の使用はありませんが、給付対象になりますか？	対象となります。 対象となるのは、小売電気事業者等から購入した特別高圧電力の使用分のみです。 ただし、電力の使用がなく電気料金の支払いがない場合は対象外となります。 自家発電による電力使用量は対象外となります。		
35		契約形態について	契約形態について	1つの事業所で、一部が高圧電力、一部が特別高圧電力という契約になっています。 特別高圧電力の使用分のみが対象となりますか？	対象となるのは、特別高圧電力として契約し、使用した電力分のみです。 高圧電力の使用分は対象外となります。		
36		契約形態について	契約形態について	グループ会社で一括して特別高圧電力の契約を結んでおり、奈良県内に事業所がある当社がその一部を使用しています。 申請できますか？	申請できます。 特別高圧電力の供給を受ける奈良県内の事業所に入居し、当該電力使用に係る料金を負担している場合は、申請できます。 ただし、グループ会社全体での契約状況や、奈良県内の事業所が負担している料金を明確に証明する書類が必要です。		
37		契約形態について	契約形態について	施設管理者と間接受電事業者との契約は特別高圧である必要があるか？	必要ありません。 小売電気事業者と施設管理者との契約種別が「特別高圧」であれば、施設管理者と間接受電事業者との契約内容（電気料金の負担や低圧・高圧での需給要件等）は問いません。 ただし、小売電気事業者と施設管理者との契約種別が「高圧」「低圧」の場合は対象外です。		
38		契約形態について	契約形態について	商業施設の建物所有者は大企業であるが、運営及び契約管理（契約者名 義）を管理会社（中小企業者）が行っています。 この場合は対象になりますか？	対象となる可能性があります。 実際に電気料金を負担しているのが管理会社であれば対象になる可能性があります。 管理会社と建物所有者間の契約書や電気料金負担者が確認できる書類の提出によって対象となる可能性がございます。 ただし、建物所有者から管理会社に対して電気料金を含む管理費等が支払われている場合は対象外となります。		
39		契約形態について	契約形態について	当社は契約や支払業務を行う管理会社（中小企業者）ですが、実際に特別高圧電力を使用して事業を営んでいるのは関連会社（大企業）である場合、対象となりますか？	対象外となります。 実際に電気料金を負担しているのが大企業の場合は対象外となります。		
40		契約形態について	契約形態について	特別高圧電力から高圧電力等に契約を変更した場合、対象となりますか？	対象外となります。 申請時に特別高圧電力の契約をしていることが給付条件となります。		

41		契約形態について	契約形態について	高圧電力等から特別高圧電力に契約を変更した場合、対象となりますか？	対象となります。 特別高圧電力として契約し、使用した分は対象となります。 申請時に特別高圧電力の契約期間が証明できる資料をご提出ください。		
42		申請について	申請方法	申請方法は？	**「奈良スーパーアプリ」**にて申請を行っていただきます。 奈良県庁のホームページや事務局のWEBサイトから奈良スーパーアプリにアクセスし、アカウント登録後、必要事項を入力、必要書類を添付して申請してください。		
43		申請について	申請方法	スマートフォンやタブレットからでも申請できますか？	申請可能です。		
44		申請について	申請方法	アプリでの申請が難しい場合、郵送や窓口での申請はできますか？	**「奈良スーパーアプリ」**での申請のみとなります。 万一アプリでの申請が困難な特別な事情がある場合は、事前に事務局にご相談ください。 個別の状況に応じて、代替手段が検討される可能性があります。		
45		申請について	申請者	申請者は誰になりますか？	法人：原則として代表者名での申請となります。 個人事業主：ご本人名義での申請となります。		
46		申請について	申請者	第三者による代理申請はできますか？	委任状を提出することで代理申請が可能です。 事務局とのやりとり（修正等）は原則、委任された受任者と行います。	委任が可能な権限範囲は、申請および申請手続きにかかる部分のみとなり、給付金の振込先は、申請者名（委任者名）となります。	
47		申請について	申請者	グループ会社で、親会社がまとめて特別高圧電力の契約をしていますが、奈良県内の子会社がその電力を使用し、料金を負担しています。 どちらが申請者になりますか？	実際に奈良県内の事業所で特別高圧電力を使用し、その料金を負担している子会社が申請者となります。 申請の際には、親会社との関係性や料金負担に関する契約などを証明する書類の提出が必要になる場合があります。		
48		申請について	申請者	個人事業主ですが、屋号と代表者名義が異なります。 どちらで申請すればよいですか？	個人事業主として申請する場合は、代表者ご本人名義で申請してください。 屋号がある場合は、申請情報に屋号も併記してください。		
49		申請について	申請者	申請期間中、申請前に法人の合併または分割（分社化）・事業継承・相続があった場合、どのように申請すればよいでしょうか？	申請日までに合併等があった場合 ： 申請日時点の事業者にて申請 申請期間中に合併等の予定がある場合 ： 事業者全体で1回限り申請が可能ですので、関係者と調整の上、申請してください。		
50		申請について	申請者	申請後または給付決定後、給付金の受給前に、法人の合併または分割（分社化）・事業継承・相続があった場合、給付金は支給されますか？	各変更（相続）にかかる「申出書」を事務局にご提出いただくことで給付金の受給が可能となりますので、速やかに事務局までご連絡ください。 ただし、他府県への移転等、変更後に給付要件を満たさない場合は、受給が不可となる場合がございます。		
51		申請について	申請者	申請後または給付決定後、給付金の受給前に、法人化・申請者の社名・代表社名・本社住所等を変更した場合、給付金は支給されますか？	各変更（相続）にかかる「申出書」を事務局にご提出いただくことで給付金の受給が可能となりますので、速やかに事務局までご連絡ください。 ただし、他府県への移転等、変更後に給付要件を満たさない場合は、受給が不可となる場合がございます。		
52		申請について	申請単位	奈良県内にて複数の事業所を運営しており、各事業所で特別高圧電力を 使用しています。 各事業所の電力使用量をまとめて申請できますか？	まとめて申請することはできません。 事業所ごとの申請となります。 それぞれの事業所が給付要件を満たし、特別高圧電力の使用状況などを個別に証明できる書類をご用意いただく必要があります。		
53		申請について	申請単位	奈良県内にて複数の事業所を運営していますが、本社が一括して申請できますか？	複数の事業所分を一括して申請することはできません。 事業所ごとの申請となります。 それぞれの事業所が給付要件を満たし、特別高圧電力の使用状況などを個別に証明できる書類をご用意いただく必要があります。		
54		申請について	申請単位	直接受電事業者が間接受電事業者の申請を取りまとめて申請できますか？ （例：商業施設の管理者がテナント数件分をまとめて申請等）	代理で申請することは出来ません。 各間接受電事業者ごと（テナントごと）に申請を行ってください。		
55		申請について	申請単位	直接受電事業者ですが、各間接受電事業者の電力使用量が分からない為、全電力使用量分をまとめて申請を行い、後に給付金を分配してもよいでしょうか？	不可となります。 直接受電事業者、各間接受電事業者それぞれの電力使用量を算出し、各使用者にて申請してください。 なお、各事業者が申請した電力使用量の合計が、全電力使用量を上回る等、電力使用量に重複が確認できた場合、不正行為となる為、申請不受理・給付取消・返納を求めることがあります。		
56		申請について	申請単位	当施設において、直接受電事業者および間接受電事業者の両方に該当 する場合、どのように申請すればよいでしょうか？	同施設にて、直接受電事業者としての電力使用量と、各間接受電事業者としての電力使用量を別々に申請してください。		

57		申請について	申請単位	申請期間後に、対象となる事業所が増えた場合や、新たな特別高圧電力の 契約をした場合、追加で申請できますか？	申請期間終了後に新たな事業所や電力契約が対象となったとしても申請はできません。		
58		申請について	提出書類	申請にはどのような手続き、書類が必要ですか？	奈良スーパーアプリで申請フォームに入力 【申請書類】 ① 給付金支給申請書兼請求書 ② 給付申請電力使用量内訳書 【添付書類】 ① 特別高圧電力を受電する事業所所在地がわかる書類※1 ② 対象期間各月の電力使用量がわかる書類※2 ③ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 身分証又は住民票の写し（個人の場合） ④ 振込口座の通帳等の写し	※1特別高圧の電力契約により電力供給を受ける奈良県内に所在する事業所内に入居する中小企業者については、特別高圧電力を受電する事業所に入居していることがわかる書類 ※2特別高圧の電力契約により電力供給を受ける奈良県内に所在する事業所内に入居する中小企業者については、給付対象期間の自己が負担する電気料金に相当する額の分担額が分かる書類 その他の証明書等、別途必要になる場合がございます。	
59		申請について	提出書類	添付書類「履行事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行された PDFデータでもよいでしょうか？	不可となります。		
60		申請について	提出書類	添付書類「電気使用量等が分かる書類」とは、どのような書類か？	小売電気事業者や施設管理者等が発行した検針票、電気料金のお知らせ、請求書等です。 小売電気事業者等が提供しているWEBサービス等で電力使用量が分かる場合は、当該ページの写しでもけっこうです。		
61		申請について	提出書類	「電力使用量等が分かる書類」を紛失した場合はどうしたらよいでしょうか？	小売電気事業者等が提供しているWEBサービス等で電力使用量が分かる場合は、当該ページの写しでもけっこうです。無理な場合は、小売電気事業者や入居する施設の管理者等に問い合わせいただき、電力使用量が確認できる書類の再発行をご依頼ください。		
62		申請について	提出書類	通帳の写しは、どのページを提出すればよいでしょうか？	「金融機関名」「支店名」「口座名義人（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できるページの写しをご提出ください。		
63		申請について	提出書類	ネットバンキングのため通帳が存在しない場合は何を提出したらよいでしょうか？	「金融機関名」「支店名」「口座名義人（フリガナ）」「口座種別」「口座番号」が確認できる書類や写真、スクリーンショット等をご提出ください。		
64		申請について	提出書類	個人事業主ですが、身分証明書としてマイナンバーカードは使用可でしょうか？	可能です。 マイナンバーカードを本人確認書類として提出する場合は、表面（顔写真、氏名、住所などが記載されている面）のみを提出してください。 裏面には個人番号が記載されていますので、提出しないでください。		
65		申請について	提出書類	提出書類に不備があった場合、連絡がありますか？	不備があった場合、事務局から登録された連絡先（メールアドレスまたは電話）に不備の内容と再提出期限について連絡があります。 指定された期限までに修正または不足している書類を提出しない場合、審査が遅れたり、不給付決定となることがあります。		
66		申請について	提出書類	提出書類は審査後に返却されますか？	提出された書類は返却いたしません。 必要な書類は、あらかじめご自身でコピーを取っておくようにしてください。		
67		給付金の算定について	給付金の算定について	給付金額はどのように計算されますか？	給付対象月の特別高圧電力ご使用量（kWh）に、給付単価を乗じた金額が給付されます。		
68		給付金の算定について	給付金の算定について	＜直接受電事業者＞施設等の共用部分の電力使用量は給付対象ですか？	施設等の共用部分の電力使用量について、間接受電事業者等に負担を求めている場合は、給付対象外となります。		
69		給付金の算定について	給付金の算定について	＜間接受電事業者＞施設等の共用部分の電力使用量は給付対象ですか？	施設等の共用部分の電力使用量について、間接受電事業者等に負担を求めている場合は、給付対象となります。		
70		給付金の算定について	給付金の算定について	電力使用量に小数点以下の端数がある場合はどう計算したらよいでしょうか？	1kWh未満の端数が生じる場合は、小数点以下を切り捨てた整数値で申請してください。		
71		給付金の算定について	給付金の算定について	給付額の算定で、算出した金額の小数点以下の端数はどうなりますか？	算出した給付額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。		
72		給付金の算定について	給付金の算定について	対象月の電力使用量とは、各月の1日～末日までのことでしょうか？	小売電気事業者等や商業施設等からの請求が各月の1日～末日となっている場合もあれば、検針日によっては1日～末日までの電力使用量ではない場合があります。 例えば、検針日が8/16の場合は、8/1～8/15までの電力使用量だけでなく、7/16～7/31の電力使用量も含む、概ね1ヵ月間の使用量が計上されるものと想定されます。 この場合、7/16～8/15までの電力使用量を1月の電力使用量として構いません。		

73		申請後の流れについて	給付金の算定について	給付金の支給はいつですか？	申請完了後、書類に不備等がなければ2週間以内にご指定の口座へお振込みいたします。 不備等ある場合は、すべての必要書類をご提出後2週間以内のお振込みとなります。		
74		申請後の流れについて	申請後の流れについて	審査にはどのくらいの時間がかかりますか？	申請後、不備等がなければ概ね1週間以内に審査を完了し、申請後2週間以内のお振込みをおこないます。		
75		申請後の流れについて	申請後の流れについて	提出書類に不備があった場合、連絡がありますか？	不備があった場合、事務局から登録された連絡先（メールアドレスまたは電話）に不備の内容と再提出期限について連絡があります。 指定された期限までに修正または不足している書類を提出しない場合、審査が遅れたり、不給付決定となることがあります。		
76		申請後の流れについて	申請後の流れについて	申請時に口座情報を間違えて登録してしまいました。 変更はできますか？	ご自身では変更登録は出来ませんので、登録情報の誤りに気づいた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。 登録時には十分にご注意いただき間違いのないよう正確にご登録ください。		
77		申請後の流れについて	申請後の流れについて	給付金の振込人名義はどのようになりますか？	振込人名義は、「ナラケントクベツコウアツキユウフキン」にて振り込みます。		
78		申請後の流れについて	申請後の流れについて	審査が完了した際の通知はありますか？	ご登録いただいたメールアドレス宛に完了通知が届きます。		
79		申請後の流れについて	申請後の流れについて	給付金の使途について制限はありますか？	特に使途について制限はありません。		
80		その他	その他	給付金は課税対象ですか？ 確定申告は必要ですか？	課税対象です。 所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際は必ず申告してください。 詳しくは、所管の税務署等にお問い合わせをお願いします。		
81		その他	提出書類	申請時に使用した書類を保管する必要はありますか？	申請時に添付した契約書、請求書等の原本は、５年間の保管をお願いします。		
82		その他	その他	関係者間のトラブルについて	支援金の申請に関して、小売電気事業者や施設管理者、テナント事業者等の関係者間でトラブルが発生した場合は、当事者同士で話し合いのうえ、解決を図ってください。 奈良県または事務局が関係者間のトラブルには一切関与いたしません。		